

定款の変更

新条文	旧条文
(建玉の移管) 第 62 条 本所は、受託会員が次の各号の一に該当するに至った場合には、当該受託会員の委託に係る建玉について、<u>本所が別に定めるところにより、他の受託会員へ移管を行うことができるものとする。</u> (1) ～ (5) (現行どおり) (6) <u>前各号の規定にかかわらず委託者の申し出による建玉移管に受託会員が承諾したとき。</u> <u>附 則</u> <u>平成 20 年 5 月 29 日開催の通常総会において決議された第 62 条(建玉の移管)の変更規定は、経済産業大臣の認可の日(平成 20 年 6 月 16 日)から施行する。</u>	(建玉の移管) 第 62 条 本所は、受託会員が次の各号の一に該当するに至った場合には、当該受託会員の委託に係る建玉について、他の受託会員へ移管を行うことができるものとする。 (1)第 42 条第 1 項、第 44 条及び第 45 条第 1 項の規定により脱退するとき(次号に規定する理由による脱退を除く。)又は第 18 条第 4 項の規定により所属区分を廃止するとき若しくは第 18 条の 2 第 2 項第 2 号若しくは第 3 号の規定により会員の種類を変更するとき。 (2)前条第 1 項各号の一に該当するに至ったとき。 (3)第 126 条第 1 項(同条第 2 項、第 3 項及び第 127 条の規定により適用する場合を含む。)の規定により違約者となったとき。 (4)法第 236 条第 1 項(同項第 7 号に係る部分に限る。)の規定に基づき経済産業大臣が商品市場における取引又は商品取引受託業務の停止を命じるとき。 (5)その他取引を継続することが困難な状況となったとき。 (新 設)